

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	東京都立青梅看護専門学校
設置者名	東京都知事

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門	看護	夜・通信	新 87単位 旧 76単位	新 9単位 旧 9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考) 令和4年度よりカリキュラムを改定している。下段に改定前の旧カリキュラムを記載。					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/oume/kyouikukatei/jitsumu.html

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	東京都立青梅看護専門学校
設置者名	東京都知事

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員会
役割	学校が行った「自己評価」結果、施設確認、教職員との意見交換、改善方策や取組状況を総合的に評価する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
地区医師会長	2023. 4. 1 2024. 3. 31	～ 地区医師会代表
青梅市立総合病院長	2023. 4. 1 2024. 3. 31	～ 実習先病院医師
青梅市立総合病院看護局長	2023. 4. 1 2024. 3. 31	～ 実習先病院看護師
公立阿伎留医療センター院長	2023. 4. 1 2024. 3. 31	～ 実習先病院医師
公立阿伎留医療センター看護部長	2023. 4. 1 2024. 3. 31	～ 実習先病院看護師
国家公務員共済組合連合会立川病院看護部長	2023. 4. 1 2024. 3. 31	～ 実習先病院看護師
公立福生病院看護部長	2023. 4. 1 2024. 3. 31	～ 実習先病院看護師
西多摩保健所長	2023. 4. 1 2024. 3. 31	～ 近隣行政機関
都立青峰学園校長	2023. 4. 1 2024. 3. 31	～ 近隣教育機関
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	東京都立青梅看護専門学校
設置者名	東京都知事

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>◆授業計画(シラバス)の作成過程 カリキュラムの改正の必要性が高い場合は、時間にゆとりをもって都立看護専門学校7校全体でカリキュラム作成委員会を設置、その委員会で標準カリキュラムの初案を作成する。案に対し7校からの意見を集約し、さらにブラッシュアップし、都立看護専門学校における標準カリキュラムを完成させている。その標準カリキュラムに対し、各校のカリキュラム評価結果をもとに、夏季集中会議で検討、追加修正し、次年度のカリキュラムを作成している。</p> <p>◆授業計画の作成時期 授業担当の教員が授業計画を立案し、各看護学担当会議(カテゴリー会議)で検討しブラッシュアップしていく。概ね授業開始の半月前を目途に作成している。全教員が関与する授業科目については、さらに、教員会議の場で検討する機会を設けている。</p> <p>◆公表時期 カテゴリー会議で合意の得られた授業計画について、順次ホームページに掲載する予定である。</p>	
授業計画書の公表方法	https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/oume/kyouikukatei/r4katei.html
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>◆東京都立看護専門学校学則第11条(修了の認定) 校長は、別表に定める科目を履修し、その試験又はそれに準ずるもの(以下「試験等」という。)に合格した者に対して、当該科目の修了を認定し、所定の単位を与える。</p> <p>2 講義及び演習については、授業時間数の三分の一以上を欠席した者は、当該科目について前項に規定する試験等を受けることができない。ただし、校長が特にやむを得ないと認める理由により欠席したときは、この限りでない。</p> <p>3 臨地実習については、実習時間数の四分の一以上を欠席した者は、当該科目の修了を認定されない。ただし、校長が特にやむを得ないと認める理由により欠席したときは、この限りでない。</p> <p>◆東京都立青梅看護専門学校修了認定等に関する規程 上記規程に基づき、あらかじめ設定した成績評価の方法・基準により、厳格かつ適正に修了の認定(単位授与)を実施している。</p>	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>◆東京都立青梅看護専門学校修了認定等に関する規程</p> <p>第3条 修了認定条項に規定する試験等は、筆記、レポート、口述、実技、その他の方法で実施する。ただし、臨地実習については、実習評価表に基づき評価する。</p> <p>第4条 試験等は、原則として、100点を満点とし、60点以上を合格とする。</p> <p>2 合格者の成績の評価は、S、A、B、Cの4段階とし、試験等の成績の90点以上をS、80点以上90点未満をA、70点以上80点未満をB、60点以上70点未満をCとする。</p>	
客観的な指標の算出方法の公表方法	<p>ホームページ</p> <p>https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/oume/shoukai/rinen.html</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>本校は、看護師として必要な知識及び技術をもち、豊かな人間性を培い、社会に貢献しうる有能な人材を育成することが社会から期待されている。そうした人材を育成するために、本校では、所定の単位の課程を修め、106単位(3015時間)の単位修得の条件を満たしたうえで、当校で発展させたい4つの力(「感じ取る力」「考え構成する力」「表現(具現化)する力」「成長する力」)に計17項目の目標を設定し、これらを達成した者に、専門士(医療専門課程)の称号を授与している。</p> <p>これらディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ・Ⅱ、統合分野を体系的に編成し、講義・演習・実技・実習を適切に組み合わせた授業科目を構築している。</p> <p>単位修得状況は、1年に2回の職員会議(中間審議・単位認定会議)を開催し、修了状況の確認と指導方針を決定している。卒業年次生に関しては、2月に卒業認定会議を開催し、卒業の認定を行っている。</p> <p>◆東京都立看護専門学校学則(昭和46年3月31日規則第73号)</p> <p>第十三条 校長は、別表に定める全科目の単位を修得した者に対して卒業の認定を行い、卒業証書(別記第四号様式)を授与する。</p> <p>2 前項の規定により卒業の認定を受けた者は、専門士(医療専門課程)と称することができる。</p>	
卒業の認定に関する方針の公表方法	<p>ホームページ</p> <p>https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/oume/shoukai/rinen.html</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	東京都立青梅看護専門学校
設置者名	東京都知事

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	新 106単位 旧 97単位 ※令和4年度カリキュラム改定 (下段に改定前のカリキュラムを記載)	71単位 63単位	7単位 9単位	23単位 23単位	0単位 0単位	5単位 2単位
			単位時間／単位				
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
240人	241人	0人	19人	108人	127人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 様式第2号の3 ○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要 1のとおり
成績評価の基準・方法
（概要） 様式第2号の3 ○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要 3のとおり
卒業・進級の認定基準
（概要） 様式第2号の3 ○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要 4のとおり
学修支援等
（概要） 入学前教育、副担任制の導入（全学年）、夏季休業中の強化学習、国試対策勉強会、個別指導相談、再履修科目の聴講制度導入、保護者会（全学年）

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
65人 (100%)	1人 (1.5%)	62人 (95.4%)	2人 (3.1%)
(主な就職、業界等) 東京都立病院、青梅市立総合病院、公立阿伎留医療センター、公立福生病院			
(就職指導内容) 就職セミナー、カウンセリング、模擬面接、論文指導			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家資格取得			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
232人	6人	2.6%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 欠席時の体調確認、学習困難に対する個別指導や相談、保護者との面談		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護	11,300 円	265,700 円	0 円	入寮者のみ寄宿舎料 15,500 円/月
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
東京都立看護専門学校授業料等の徴収猶予又は減額若しくは免除に関する取扱要綱 納付期限までに納付が困難と認められる者のうち、生活保護受給世帯の者と住民税非課税世帯の者は全額免除、住民税非課税世帯に準じる世帯の者は半額免除、その他要綱に基づき、免除や徴収猶予を行う。				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/oume/shoukai/hyouka.html		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
都立看護専門学校における学校評価に関する要綱に基づき学内で行った自己評価結果等を複数の学校関係者が総合的に評価する。 学校関係者 (外部委員) は9名で、実習病院や地域の行政・医療関係者等である。 主な項目は、教育課程・教育活動・進路指導・学生支援・管理運営など		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
地区医師会長	2023. 4. 1～2024. 3. 31	地区医師会代表
青梅市立総合病院長	2023. 4. 1～2024. 3. 31	実習先病院医師
青梅市立総合病院看護局長	2023. 4. 1～2024. 3. 31	実習先病院看護師
公立阿伎留医療センター院長	2023. 4. 1～2024. 3. 31	実習先病院医師
公立阿伎留医療センター看護部長	2023. 4. 1～2024. 3. 31	実習先病院看護師
国家公務員共済組合連合会立川病院看護部長	2023. 4. 1～2024. 3. 31	実習先病院看護師
公立福生病院看護部長	2023. 4. 1～2024. 3. 31	実習先病院看護師
西多摩保健所所長	2023. 4. 1～2024. 3. 31	近隣行政機関
都立青峰学園校長	2023. 4. 1～2024. 3. 31	近隣教育機関
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/oume/shoukai/hyouka.html		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/oume/

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H113220500015
学校名	東京都立青梅看護専門学校
設置者名	東京都知事

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		18人	19人	20人
内 訳	第Ⅰ区分	14人	14人	
	第Ⅱ区分	-	-	
	第Ⅲ区分	-	-	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				20人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人		
修得単位数が標準単位数の5割以下 （単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準時間数の5割以下）	0人		
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人		
「警告」の区分に連続して該当	0人		
計	0人		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑つて認定の効力を失つた者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	0人	前半期	後半期

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)	0人		
GPA等が下位4分の1	0人		
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人		
計	0人		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。